

公共事業箇所評価の概要及び昨年度からの変更点について

1 評価制度の全体における位置づけ

県財政は依然として厳しい状況にあることから、限られた財源の効率的・効果的な活用が求められており、また、地方分権の進展に伴い、地域の実情に即した特色ある地域づくりを進める必要があり、評価結果に基づく施策・事業の適切な選択が重要となっている。

このため、本県では、施策・事業の効果を点検し、施策運営にフィードバックする政策評価制度を平成10年度に導入し、平成14年度には同制度を条例化した上で、県政運営の基本システムとして位置づけている。

知事部局や教育庁等では評価を行った後、その結果の妥当性等を「秋田県政策評価委員会」に諮問しており、このうち、専門性の高い公共事業と試験研究開発を目的とする事業については、それぞれ「公共事業評価専門委員会」「研究評価専門委員会」で調査・審議している。

県の評価制度全体の体系図は 別添資料 - 1 「知事が行う政策等の評価の体系」のとおり。

2 公共事業箇所評価の対象

公共事業箇所評価の対象は次のとおりであり、いずれの箇所評価も災害復旧、維持修繕に関わるものは対象外としている。

(1) 新規箇所評価

- ・ 県が新たに実施しようとする公共事業で、総事業費1億円以上の事業箇所が対象。

(2) 継続箇所評価

- ・ 県が継続して実施している公共事業で、国庫補助事業と5億円以上の県単独事業の事業箇所が対象。
- ・ 実施年度は、原則として、国庫補助事業の所管省庁が定める再評価の実施年度とする。(県単独事業については国土交通省の実施年度に準拠。)
- ・ その他、総事業費を3割以上増加させる必要が生じた年度、社会経済情勢等の急激な変化により見直しの必要が生じた年度には、原則的なサイクルによらず評価の対象とする。
- ・ さらに、継続箇所評価実施後3年継続時(3年目)には、評価基準点の確認を行い委員会へ報告する。その評価基準点が、前回評価から5点以上増減した箇所や前回との比較が困難な箇所は、原則的なサイクルによらず評価の対象とする。

【所管省庁が定める再評価の実施年度】

- 農林水産省生産局及び農村振興局所管事業
- ・ 採択後5年経過(6年目)及び継続評価後5年経過(6年目)した事業箇所。
林野庁所管事業
- ・ 採択後5年経過(6年目)及び継続評価後10年経過(11年目)した事業箇所。

水産庁所管事業

- ・採択後5年経過（6年目）及び継続評価後5年経過（6年目）した事業箇所。
- ・海岸事業で、10年経過（11年目）の事業箇所。

国土交通省

- ・事業採択後5年間継続（5年目）及び継続評価後5年継続（5年目）した事業箇所。
- ・採択前の準備・計画段階で5年継続（5年目）した事業箇所

（3）終了箇所評価

- ・県が実施した公共事業のうち、総事業費が10億円以上の事業箇所が対象。
- ・実施年度は、事業が終了した日から2年経過した日の属する年度。

3 公共事業評価専門委員会について

（1）専門委員会の設置について

評価の客観性及び信頼性をより一層向上させるため、評価制度や評価結果等に対して、外部の第三者の視点で検証する機関として外部委員会を設置している。

公共事業評価の場合、他の評価に比べて専門性が高いことから、「政策評価委員会」とは別に「専門委員会」を設置している。

専門委員の就任に当たっては、土木工学、農学、林学、地域経済、交通、環境等を専門分野とする方々のほか、県民の視点からも審議していただくため、公募委員を含め、幅広い分野の方をお願いしている。

また、男女共同参画を推進するため、女性の登用を積極的に行っている。

（2）専門委員会の概要について

委員会名称	秋田県公共事業評価専門委員会
所管部課名	建設交通部建設交通政策課
設置日	平成10年11月13日 (平成14年4月1日に「秋田県公共事業再評価審議委員会」から現名称に変更)
設置根拠	秋田県政策等の評価に関する条例
委員長	第1回委員会にて選出
委員構成	10名(うち女性委員4名 構成比40%)
任期	平成20年5月24日～平成22年5月23日(2年間)

専門委員名簿は 別添資料 - 2 のとおりです。

4 評価の実施方法等について

(1) 評価の実施フロー

実施フローは 別添資料 - 3 公共事業箇所評価フロー のとおり。

(2) 評価の観点について

新規箇所及び継続箇所評価の観点

新規箇所評価及び継続箇所評価は、「必要性」、「緊急性」、「有効性」、「効率性」、「熟度」の各観点から、事業種別毎に定めた基準に基づき点検し、さらに社会経済状況の変化等を踏まえ、総合的に行う。

終了箇所評価の観点

終了箇所評価は「有効性」、「効率性」の観点から、社会経済状況の変化等を踏まえ、総合的に行う。

(3) 各観点別の評価項目について

新規箇所及び継続箇所評価の項目

評価の観点	評価の具体的基準
必要性の観点	県民ニーズへの適合、県実施の妥当性、上位計画との適合など事業の必要性について評価
緊急性の観点	交通事故、災害発生状況などの災害発生の危険度や事業の緊急度など、緊急性について評価
有効性の観点	事業実施による成果や整備効果の発現、県民満足度の実績など、事業の有効性について評価
効率性の観点	費用対効果（費用便益比）や事業効果の早期発現、代替案の有無、コスト縮減の取組みなど、事業の効率性について評価
熟度の観点 （新規箇所）	新規事業に関する事業要望、地元合意、地域への説明状況など、計画の熟度について評価
熟度の観点 （継続箇所）	継続事業に関する地域の協力体制や事業進捗の状況など、事業の実施状況について評価

終了箇所評価の項目

評価の観点	評価の具体的基準
有効性の観点	住民満足度の状況、事業目標の達成状況
効率性の観点	事業の経済性の妥当性（費用便益比、コスト縮減の状況）

5 昨年度からの制度改正点

平成19年度までは、国の評価制度に合わせた「再評価」と、県独自の「継続評価」を併用しており、多くの事業で2年ないし3年間隔で評価を行っていたが、よりポイントを絞った効率的な評価制度とするため、平成19年度第2回専門委員会で確認した内容に基づき、次のとおり制度を改めることとした。

- ・ 継続箇所評価を、従前の「再評価」に一本化した上で、評価対象案件を絞り込むとともに、評価サイクルの間隔を伸ばした補完として、継続評価実施後3年目に評価基準点の確認を行う。
- ・ 評価基準点の確認において、点数の増減が5点以上の事業箇所は、継続箇所評価の対象にすることとしており、ポイントを絞ったより効率化な制度運用とする。

【平成19年度】

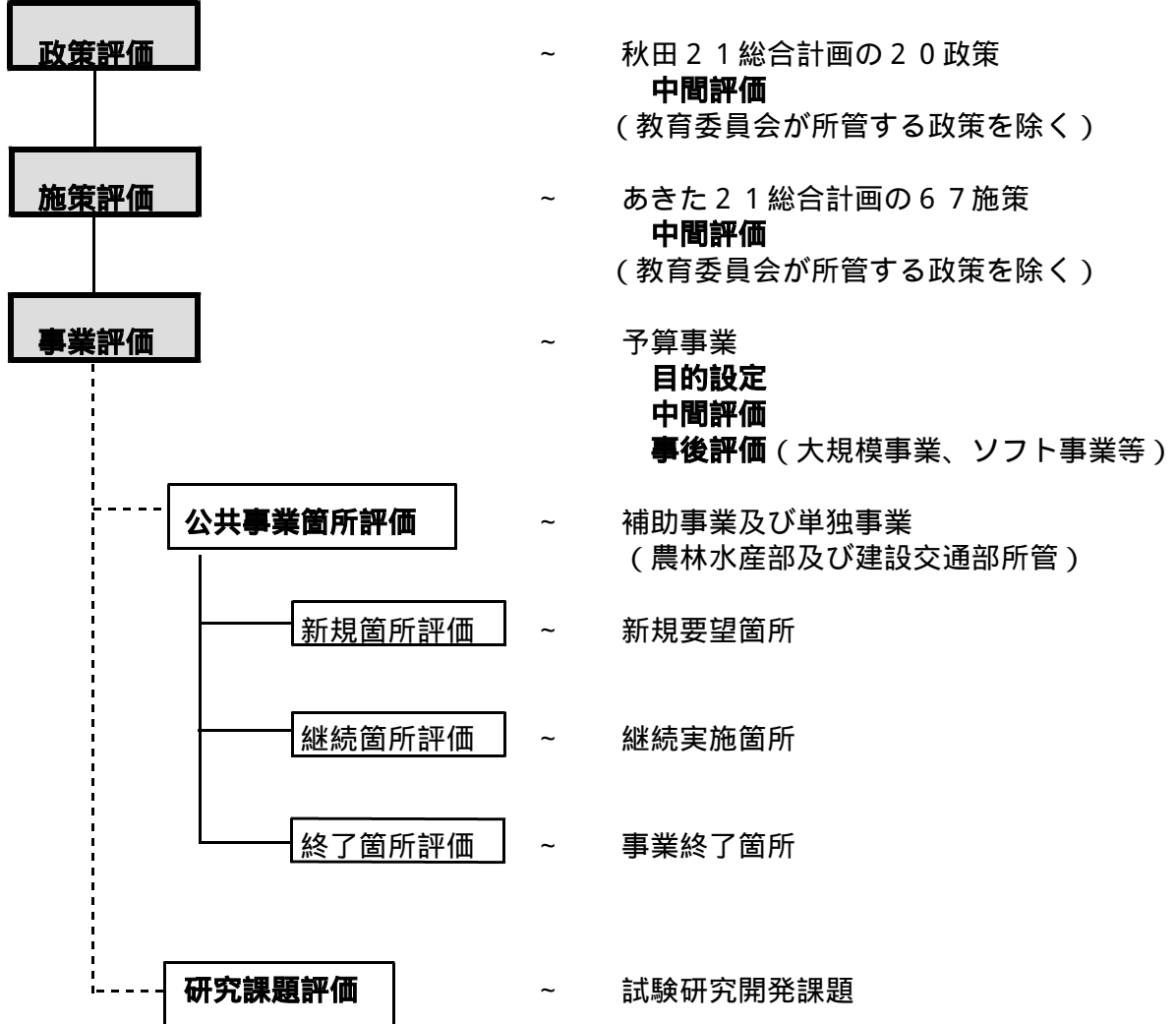
継続箇所評価	再評価 対 象 実施年度 そ の 他	国庫補助事業すべて 原則5年サイクル（詳細は2の（2）のとおり。） 10年度から国の制度により実施。
	継続評価 対 象 実施年度 そ の 他	総事業費5億円以上の国庫補助事業及び県単独事業 着手後2年経過（3年目）、再評価を実施後3年目 14年度から県独自の取組として実施。

【平成20年度】

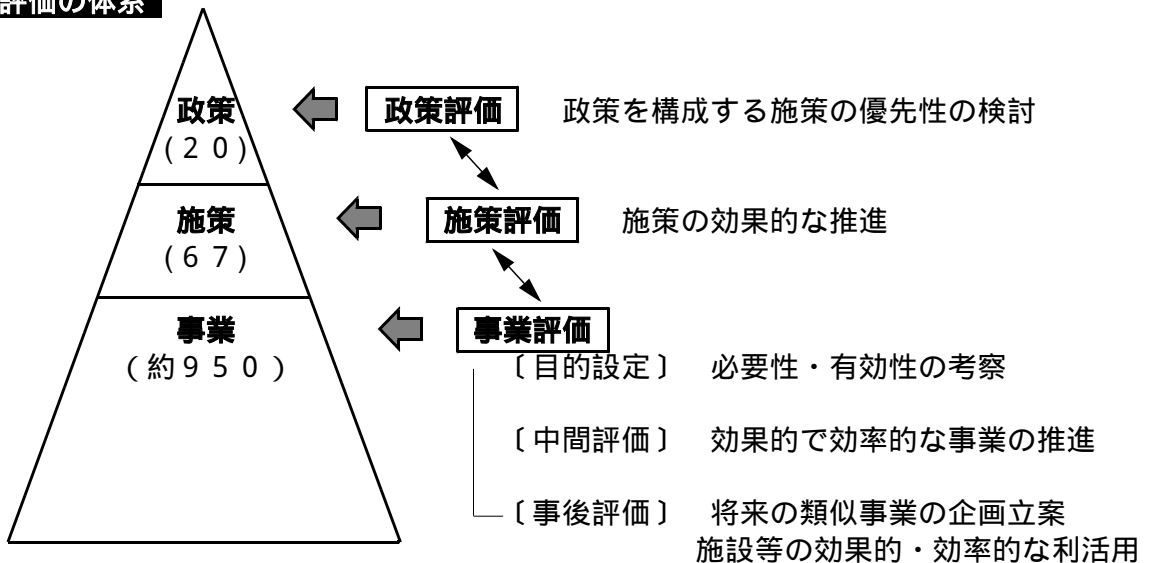
継続箇所評価	対 象 実施年度 そ の 他	国庫補助事業すべて及び総事業費5億円以上の県単独事業 原則5年サイクル（詳細は2の（2）のとおり。） 継続箇所評価を実施後3年目に評価基準点の確認を行い±5点以上の事業箇所は評価の対象とする。
--------	----------------------	--

知事が行う政策等の評価の体系

評価の種類・対象等



評価の体系



秋田県公共事業評価専門委員名簿

平成20年5月24日

氏名	所属
片野 登	秋田県立大学生物資源科学部教授
木村 一裕	秋田大学工学資源学部教授
佐藤 悟	秋田工業高等専門学校准教授
進藤 利文	(財)秋田経済研究所専務理事・所長
高橋 真由美	公募委員
立川 史郎	岩手大学農学部教授
舘岡 美果子	農家民宿「果夢園」経営
長谷川 キクノ	秋田県美容生活衛生同業組合副理事長
端 憲二	秋田県立大学生物資源科学部教授
松橋 雅子	M's 設計室主宰

【五十音順】

秋田県公共事業評価体系

スタート

公共事業箇所評価

